# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイル の適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に 防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等 の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し 事務に応じた操作権限を設定をしている。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定で きるよう対策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

#### 評価実施機関名

船橋市長

#### 公表日

令和7年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の概要	市町村(特別区を含む。以下同じ)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して構築している。船橋市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届に転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票又は除票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載を確保するための措置				
③システムの名称	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 住基ネットゲートウエイシステム 証明書発行システム 自治体中間サーバー 団体内統合宛名システム				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用							
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)  2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号) (「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(番号整備法)(平成25年5月31日法律第28号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第22条(転入局) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)						
法令上の根拠							
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	(船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、48の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、91の項、92の項、96の項、106の項、108の項、110の項、112の項、115の項、118の項、124の項、129の項、130の項、132の項、136の項、137の項、138の項、141の項、142の項、144の項、149の項、150の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、163の項、164の項、165の項、166の項 (船橋市が照会)						
5. 評価実施機関における							
①部署							
②所属長の役職名	船橋市市民生活部戸籍住民課 						
6. 他の評価実施機関							
3. 尼 <b>沙</b> 肝 圖							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	船橋市市民生活部戸籍住民課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2270						

9. 規則第9条第2項の適用	目 [ ]適用した	
適用した理由		

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 30万人以上 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			8月20日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人	未満	
	いつ時点の計数か		8月20日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生な		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 近山りる村に個人情報				
[ 基礎項目評価	書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書	及び重点項目評価書 及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	1重点項目評価	書又は全項目評価書において、!	Jスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
5. 特定個人情報の提供・移転	ズ(委託や情報提供ネットワ·	ークシステムを	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手)	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業				[ ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	意事項を・原則とした。 申請るによるによるによるになります。 では、	遵守している。 して、住基ネット照会して、住基ネット照会しての上で記載されたからマイナンバーが行会を原則とする。 し人情報の入手から行いに対し、例えば次のこ記載された個人番人情報の廃棄につい	こよりマイナン マイナンバー 导られない場 呆管・廃棄まで みで、 号及び本人 で、複数人で	情報のシステムへの入力について、複数人で確認を行う。 『確認を行う。	
	これらの? る。	対策を講じていること	から、人為的	りミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	

9. 監査					
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[〇] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる	対策		[ 〇 ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	2) E 3) 4 4) § 5) 7 6) † 7) † 8) \$	目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 下正な提供・移転が行 青報提供ネットワーク:	事務に必要不正に使りたけれるリステムをシステムをシステムをシステムをいった。	要のない情報 用されるリス・ リスクへの対策 くクへの対策 通じて目的を 通じて不正な	け策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 ↓提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠					

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月17日	I 関連情報	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	(船橋市が提供)	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	27の項、30の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、66の項、67の項、70の項、74の項、77の項、80の項、84の項、85の2の項、89の項、91の項、92の項、94の項、96の項、97の項、101の項、102の項、103項、105の項、102の項、108の項、111の項、1		事後	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月3日 時点	令和6年8月20日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月3日 時点	令和6年8月20日 時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	-	[O] 全項目評価又は重点項目評価を実施す る	事後	